

議事（3）「広陵町ごみ減量等推進審議会の再開について」 事務局より説明（シナリオ）

まずは、審議会を再開する経緯をご説明させていただきます。

平成12年11月29日付けで、広陵町における一般廃棄物の搬出の抑制、分別収集の徹底、資源ごみのリサイクル等ごみの減量化・資源化に関する事項及び中間処理・最終処分を含めた一般廃棄物の処理に関する事項についての諮問を受け、審議会で9回審議会を開催し、平成13年10月17日付けで答申させていただいた状況でございます。その時の答申概要につきましては、後ほどご説明させていただきます。

その後、地元及び周辺大字である古寺区、中区、広瀬区、百済区のみなさんのご理解ご協力を得まして、平成19年3月19日に新清掃施設（旧クリーンセンター広陵で、現リレーセンター広陵）を稼働いたしました。が、地元及び周辺大字との協定締結により、操業は15年限りとなっていることから、令和4年3月18日をもって、操業を停止したところでございます。

以前の答申から約22年を経過することから、令和4年3月22日令和4年第1回広陵町議会定例会の最終日におきまして、再度、広陵町ごみ減量等推進審議会を開催し、広陵町のごみ処理行政について、幅広い理解を求めることに努めるよう決議されましたので、今回、審議会を再開させていただく運びとなったものでございま

す。

次に審議会の構成についてでございますが、
広陵町ごみ減量等推進審議会条例第4条の規定によりまして、審議会は住民代表6人、広陵町内の事業所の代表5人、学識経験者4人の計15人で組織することとなっていることから、今回、各委員さんに委嘱させていただいたものでございます。

次に議会で決議され、審議いただく内容についてでございますが、

1つ目としまして、「これまでのごみ減量に向けた取組や行動計画等への評価とその効果を明らかにすること。」

2つ目としまして、「自治基本条例の理念に基づき、町民のみなさまと共に町の環境対策の一つとして今後のごみ減量対策への取組、ごみの分別種類の選定及び収集方法について検討すること。」

3つ目としまして、「住民の作業や金銭的な負担への配慮及び町財政等を考慮した総合的な視点から、指定ごみ袋の価格について慎重に検討すること。」

以上3点につきまして、今後慎重にご審議いただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

みなさんのお手元に答申の本編の写しを配布させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

当時、広陵町ごみ減量等推進審議会は平成12年11

月29日に町長から「広陵町の一般廃棄物のごみ減量等に関する諮問事項について」検討するよう諮問を受けたことに対し、平成13年10月17日付けで答申しているところでございます。

それでは、当時の審議会からの答申内容についてご説明させていただきます。別添の「一般廃棄物のごみ減量等に関する諮問事項」（答申）をお開き下さい。

1 ページをお願いいたします。

諮問の主旨は、ごみ焼却施設から排出される環境汚染物質等の発生を抑制するための焼却量削減や、広陵町の「一般廃棄物処理基本計画」でのごみ減量化を達成するために更なるごみ減量が求められていること、また、「容器包装リサイクル法」や「家電リサイクル法」などの新たな法制度への取組みについて、さらに、ごみの発生・排出抑制行動を誘導する仕組みづくりとしてのごみ処理の有料化などについて検討が必要であるということでございます。

※広陵町における一般廃棄物の排出の抑制、分別収集の徹底、資源ごみのリサイクル等ごみの減量化・資源化に関する事項及び中間処理・最終処分を含めた一般廃棄物の処理に関することについてでございます。

そうしたことから、審議会では、こうした社会状況の変化を積極的に受け止めて、9回の審議会を開催し、「ごみ処理アンケート調査」の結果も踏まえて議論を行い、「一般廃棄物の処理に関する事項について」の基本的な

考え方と取り組み方針、具体的な方策を答申として取りまとめていただきました。

※各委員からは、生活者の視点、事業者の視点、専門的視点からそれぞれ議論を展開し、すべての項目にわたって十分審議を尽くされたが、全委員が完全合意に達しなかった部分もあり、少数意見として整理し付記されました。

2ページをお願いします。

本答申は、環境負荷軽減に配慮しながら、まずはごみの発生量自体を抑制し、排出されるごみについてもできる限り再利用・再生利用するいわゆる循環型社会への方向性を掲示したものであります。

また、今後の廃棄物行政の展開にあたり、新たな出発点であることを認識すべきであり、そのためには、行政はもとより、町民、事業者、三者のパートナーシップにより施策を展開していくとともに、めまぐるしく変化する社会情勢に対応していくことの重要性を指摘しているものであります。

次に、**3ページ**の基本的な考え方としましては、

国におきましては、CO₂を含めた温室効果ガスの排出量を2008年度から2012年度の5年間について、1990年比で6%削減するという目標が定められていたところでありました。

また、町におきましては、旧清掃センター（馬見南3

丁目地内) 周辺大字・自治会との操業協定、移転先の選考、最終処分場や事業系の一般廃棄物を他市町村に依存している厳しい現状を踏まえれば、国の数値目標を上回る減量化目標の設定は不可欠であるとのことをごさいました。

次に、**4ページ**の収集計画でございますが、
先ず1つ目の分別種類の選定としましては、当時7種分別を行っておりましたが、容器包装リサイクル法やごみの資源化率の向上、焼却処理されるごみの減量を考えると、より一層の分別が望まれるとのことをごさいました。

※平成12年度の分別種（7種）

- ・可燃ごみ
- ・不燃ごみ
- ・粗大ごみ
- ・資源ごみ
- ・有害ごみ（平成4年度から分別）
- ・プラスチックごみ（平成6年度から分別）
- ・リサイクル素材（平成10年度から分別）

また、平成13年度からは、家電リサイクル法が施行され家電4品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）の有償回収が実施されました。

審議会では、法律に基づいた分別を進めて可燃ごみを減らすということから、徐々にごみの減量を進めていくという方向を基本としたところをごさいました。

次に **6 ページ**をお願いいたします。2 つ目の収集方法の選定でございますが、

ごみの収集方法を大別すると、「戸別収集」と「ステーション収集」の2方式に分けられます。

戸別収集では、排出者にとって非常に便利な方法であり、排出者の責任が明確となることや、集積所が不要であり、他市町村から持ち込まれないなどの利点がある。一方、収集効率が悪く、ごみ処理においても最も事故発生率が高いと思われる収集・運搬作業において、作業性の悪化は収集作業員への負担増及び事故につながることで問題があるとのことでした。

もう一方のステーション収集は、排出者の負担増や集積所の確保が必要なこと等の問題もあるが、戸別収集に比べて収集・運搬効率が良いということでありました。

従って、審議会では、どちらの方法にも、長所及び短所があること、収集・運搬効率はごみ処理経費に反映されること、また、事故防止のため、集積所の確保や収集頻度の見直しにより、将来的には町においてもステーション収集導入について検討を行う必要があるとのことでした。

次に **7 ページ**をお願いします。3 つ目の指定袋制導入でございますが、

当時のごみ袋は市販の袋や、小売店のレジ袋の利用、種類は問わなかったものの「半透明の袋」、自治体独自の指定袋を使用など、各自治体によって異なっておりましたが、当時の広陵町では、ごみ袋の指定はされておりませんでした。

審議会では、可燃ごみ袋を環境汚染物質の出にくい袋にすることによって、焼却の際の環境汚染物質（ダイオキシン類等）の減量に繋がること並びに透明袋若しくは半透明袋にすることにより、ごみ収集・運搬の際のけがが未然に防がれること、分別の徹底が外部から確認できること、他市町村のごみの流入が防がれること等の長所があるが、中身が見えることによる個人のプライバシーが妨げられること、景観が悪くなること、カラスなどにつつかれやすくなるという短所も議論されておりました。

平成12年6月に実施された「ごみ処理について」のアンケート調査によると、町の指定袋化については、賛成が46%、どちらでも良いの31%を加えると約80%の住民が理解を示し、約20%の住民が反対しておられる状況でございました。

当時、広陵町では、可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチックごみの指定袋化を考えているとのことでした。

これらのことを考慮し、環境に優しく、分別収集の徹底が期待でき、けがを未然に防ぐには、特に透明袋や半透明袋が有効である。

しかし、指定袋の導入の成否は、住民の協力なしでは成り立たないことから、住民理解を十分に得た上で、ごみ袋の指定制を導入すべきであると考えられているとのことでした。

次に 8ページをお願いいたします。 4つ目のごみ袋手

数料の有料化についてでございますが、

当時は、ごみ処理を有料で行う自治体が増えてきておりました。これは、年々増加する傾向にありました。

ごみの量を減らす動機付けになると考えられており、本町では、当時はごみの有料制は導入されておりませんでした。

審議会では、住民は町民税や固定資産税を払い、町はごみ処理をしなければならないと法律で定められていることを前提として、

①減量化推進のためのごみ処理有料化の導入

②排出量の多寡による住民負担の公平性

③適正処理施設の建設・運営・処理・公害防止対策・地元環境対策等に係わる費用が従来に比べ大幅に増加等、今後もしサイクル種類の増加に伴う処理費増加等の予想により、町財政に及ぼす影響について議論されておりました。

平成12年6月に実施された「ごみ処理について」のアンケート調査によると、ごみ有料化について14%が賛成で、どちらでも良いの15%を加えても約30%であり、約70%の住民の理解が得られていない状況でありました。

しかしながら、本町では、裁判結果により新施設の整備が急務となっており、次期施設は必ず町内のどこかの地域に負担がかかるため、その地域のためにも町民全員でごみの減量化等、頑張っているのだと分かるような努力が必要である。これらのことから、ごみ処理を適正に推進するには原則的に経済的負担が生じるのは避けられない状況のなか、負担をしても取り組んでいこうという

ことについて意見が集約されたところでございました。

有料化の具体的な方法については、大きく分けて、全量有料制、一部有料制・二段階有料制の3つの制度が考えられておりました。

9ページをお願いします。

全量有料制は、全ての袋を一定金額で販売する方法であり、各家庭が必要枚数を購入するため、ごみ排出量が多くなれば費用が余計にかかることになり、各家庭では特にごみ減量化を意識することやその持続性が期待できる。反面、生活弱者等には負担増となります。

一部有料制は、一定枚数を無料配布とし、超過分を有料販売する方法であり、二段階有料制は、一定枚数を安価とし、超過分を高価とし販売する方法であります。

両制度は、税の二重課税の問題は薄らぐことや生活弱者も配慮がなされることに長所があるが、反面、一定枚数の算出方法は、家族数、家族構成、勤務場所、住民異動などにより複雑であり、特にその管理運営は困難であるとのことでございました。

これらのことや他市町村の導入効果等を総合的に議論した結果、ごみ減量の必要性、減量効果や財政面の効果について、住民理解を十分得た上で、ごみの全量有料制を導入することが必要であるとのことでございました。

有料化を導入するにあたっては、住民の理解を得る方策を講ずるとともに、価格については、個人の負担及び町財政の負担なども踏まえ、過大な負担を強いるものでなく、かつ減量の効果も期待できるものとするべきであるとのことでございました。

なお、生活弱者への配慮をすべきことや、一定期間は無料配布を実施し、その結果で有料化すべきとする意見も少数ございました。

次に、**10ページ**のごみ減量化計画でございますが、まず、1つ目のごみ減量化目標値の設定としまして、本町においては、当時のごみ処理行政の置かれている厳しい状況を踏まえれば、国の数値目標を上回る減量目標設定は不可欠でありました。

審議会では、平成22年度を目標年度として、ごみの将来予想値に対し20%減量为目标値に設定したものでございました。

次に、**12ページ**をお願いいたします。2つ目の資源化目標値の設定としまして、

奈良県においては、リサイクル社会の構築を効果的に進めるため、平成12年度を目標年度として、分別収集の徹底、資源化施設の整備、住民団体が参加しやすい環境づくり等、資源化の推進を積極的に図ることにより、平成3年度の資源化率6%の倍増を目指し、約13%を資源化率の目標値としていました。

当時の町においては、ごみ処理行政のおかれている厳しい状況を踏まえれば、国の数値目標である24%を上回る資源化目標値の設定は不可欠でありました。

審議会では、ごみ調査に従うごみの30種分別が基本で行われるとすれば、資源ごみで22%、リサイクル素材で8%、合計30%の資源化率となり、これに現在資

源化ができていないプラスチック 6%を資源化すると合計 36%となりました。

しかしながら、現在の 14 種分別を 30 種分別に拡大し、全住民にこの分別をしてもらうことは、当時は困難と言わざるを得ないので、資源化目標値を国と同水準の 24%と設定したものでございます。

これは、平成 9 年度実績の 11%の資源化率、プラスチックごみの資源化により 6%、牛乳パックの資源化により 1%の合計 18%となり、さらに、集団回収の推進、生ごみの水切りの徹底等により、資源化率 24%の達成は不可欠ではないと考えておりました。

次に、**13 ページ**をお願いいたします。3 つ目の中間処理計画、最終処分計画との整合性としまして、

中間処理計画や最終処分計画は、分別収集方法や再資源化の方法により異なっておりました。

中間処理施設は、焼却処理施設やごみ固形燃料化 (RDF) 施設等の「可燃ごみ処理施設」と粗大ごみ処理施設やリサイクルプラザ等の「不燃ごみ処理施設」に大別することができました。

当時の広陵町では、焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設を整備しており、燃やすごみについては焼却処理、その他のごみについては破碎処理又は再資源化を行い、それでも残るごみについては最終処分を行っている状況でございました。

広陵町では、さらなる分別収集の徹底や分別種の増加により、資源化を促進する計画であり、そのためには、中間処理施設の整備にあたって、それに合致した内容と

しなければなりませんでした。

燃やすごみから資源化可能なごみをできる限り分別収集して、リサイクルプラザを整備することにより貯留及び再資源化を促進し、残りの燃やすごみについては、RDF施設や焼却施設を整備することにより、ごみの適正処理を図ることとなりました。

次に、**14ページ**をお願いいたします。達成方策でございますが、

1つ目のごみ減量化に向けた行動計画としまして、

審議会では、平成22年度を目標年度として、ごみの将来予想値に対し20%減量を目標値に設定した。その目標値の達成に向け、二段階に分けて行動計画を推進することとしております。

まずは、中間年度であった平成17年度までに、

- ①生ごみの水切り実行の普及として、3.0%削減
- ②生ごみ処理機の普及の推進として、3.0%削減
- ③食べ残しを少なくすることにより、2.5%削減
- ④買い物袋利用の推進により、1.0%削減
- ⑤簡易包装の普及により、1.5%削減

としており、減量化率の合計が11%削減に向けて実施することとしておりました。

次に目標年度の平成22年度までには、

- ①生ごみの水切り実行の更なる普及として、6.5%削減
- ②生ごみ処理機の普及の促進として、3.0%削減
- ③食べ残しを少なくすることにより、4.0%削減

- ④買い物袋利用の更なる推進により、2.5%削減
 - ⑤簡易包装の普及により、2.5%削減
- としており、減量化率の合計が20%削減に向けて実施することとしていました。

次に、17ページをお願いいたします。2つ目の住民、事業者、行政の役割としまして、

住民の果たす役割は、減量・分別を徹底し、資源回収に積極的に参加すること。また、ごみは各個人一人一人が排出していることから、家族全員で分別等に協力することが不可欠であるとしします。

次に、事業者の果たす役割として、ごみの減量、簡易包装や資源回収に自主的に取り組み、自ら製造・販売した商品の回収ルートを構築するよう努力することとしています。

次に、行政の果たす役割としては、効率的な資源回収の仕組みを積極的に構築するとともに、住民、事業者に対して簡易包装の徹底や自主的なリサイクルルートづくりについて指導を行い、広報や環境教育を拡充し、ごみ問題に対する正しい認識の普及に努めることとしています。

それらを踏まえ、審議会では、行政は特に次のことに留意すべきとされておりました。

- ①ごみの減量化や資源化について、その手段である分別の必要性等について、説明会を開催するなど積極的な広報行動を行うこと。
- ②指定袋の導入や有料制の導入については、住民に十分な理解を得るため、説明会等の広報活動を積極的に行

うこと。

③分別種の増加や人口の増加に伴い、収集方法及び収集場所の選定が必要となる。選定にあたっては、住民の協力が不可欠であることから、自治会等を中心とした啓蒙活動を行うこととしておりました。

最後に、**18ページ**をお願いいたします。おわりとしまして、平成11年にごみ処理施設の操業をめぐる住民訴訟が提起され、これが契機となり、当時の広陵町でのごみ処理のあり方を考える本審議会の設置となったものでございます。

広陵町から諮問された事項について、審議会で各委員の熱心な討議、意見交換を行い答申いただいたものであり、広陵町のごみ処理行政の推進にあたっては、地方自治の本旨にのっとり、さらに議会審議をはじめ十分な住民の理解と協力を得る努力をされるよう願ってやまないものであるとのことでもございました。

さらに地域住民の皆様におかれては、ごみ問題は他人事ではなく、自らの問題であることをご認識いただき、リサイクルを基盤とした循環型社会の早期実現や健全な生活環境の維持のため、ごみリサイクルの徹底等、あらゆる場面での積極的な参加と協力をお願いするものであるとのことでもございました。

以上、ご説明させて頂きました内容が当時の答申されたものでございます。

(以上)